

格付提供方針等に基づく適時開示情報

- 信用格付業者の商号及び登録番号：フィッチ・レイティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）
- 格付付与日（格付委員会における格付決定日）：2015年7月6日
- 主任格付アナリスト：斎藤 直毅
- 信用格付の付与について当社を代表して責任を有する者：黒田 篤
- 信用格付の付与に当たり採用した次に掲げる事項の概要（区分：ストラクチャード・ファイナンス）
 - 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準：弊社ウェブサイト（「[格付の定義](#)」>「格付の定義をダウンロード」（PDF））に掲載された「格付及びその他の形態の意見に関する定義」を参照のこと。
- 信用格付の付与に係る方法（重要なものに限る）：
 - 「[単一及び複数銘柄のクレジット・リンク債（CLN）の包括格付基準](#)」（CLN格付基準）（2015年3月9日付格付基準レポート）の概要是、以下のとおりである。

単一及び複数銘柄からなるクレジット・リンク債（CLN）の格付の新規付与・維持は、以下の3つの主要な格付要素の分析に基づいている。

 - 主要なリスク組織すべての信用力。これは、通常、発行体デフォルト格付（IDR）により判定されるが、格付委員会の判断により、実際の債券の格付（例：劣後債務格付）が考慮されることがある。
 - 主要なリスク組織の数
 - CDSが用いられている場合、契約上の信用事由にリストラクチャリングが含まれているか。

単一及び複数銘柄のCLNに影響を及ぼす主要なリスク組織の信用力が、フィッチの格付において最も重要な要因となる。一般的に、格付が最も低いリスク組織（ウィーケスト・リンクと呼ぶ）は、最も信用リスクが高いため、フィッチが付与する格付に影響を与える主要因となる。

CLN及びその他のファースト・トゥ・デフォルト案件に関するフィッチの分析には、フィッチのCLN格付マトリクスを用いる。CLNマトリクスでは、CLNの格付に対する最終的な影響度を測るために、リスク要因となる案件当事者の格付を用いる。
 - 「[Global Structured Finance Rating Criteria](#)」（2015年7月6日付格付基準レポート）の概要是、以下のとおりである。

本格付基準において論じられる原則は、住宅ローン担保証券、商業用不動産ローン担保証券、資産担保証券、ストラクチャード・クレジット案件を含む証券化（SF）商品の資産クラス全体に適用される。本格付基準は、すべてのSF案件に適用される包括的な枠組みを提供するものであり、これに加えて、資産クラス別の詳細な格付基準が考慮される必要がある。

フィッチがSF案件に対する格付意見を決定するうえで重視する主要な格付要素は、以下のとおりである。

 - 資産の隔離及び法的構造

裏付資産プールがオリジネーターの信用リスクから有効に隔離されている場合、その他の要因がなければ、当該SF案件はオリジネーター自体の格付を上回る格付を取得し得る。

 - 資産の質

フィッチでは、通常、資産の信用特性を分析することによりベース・ケース・シナリオ上の予想損失を導出した後、各格付カテゴリーの序列に応じたストレスを付加する。

 - 信用補完

本社債の信用分析は、担保債券の発行体を始めとする各種カウンターパーティの信用力に基づいており、そのキャッシュ・フローは、担保債券からの元利金を原資としてスワップ・カウンターパーティから得られる対価に基づくものである。本社債の信用格付は、担保債券の発行体を始めとする各種カウンターパーティに対する信用格付*をもとに、上述の CLN 格付基準に記載された CLN マトリクス等を参照のうえ、格付委員会によって決定される。

格付の感応度について、本社債の格付は、担保資産の発行体およびスワップ・カウンターパーティの格付遷移によって影響を受ける可能性がある。一般に、ウィーケスト・リンクの格付遷移の方が、本社債の格付に対して直接的な影響を与えることが多い。

(2) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号：

格付の右に付された付加記号「sf」は、債務がストラクチャード・ファイナンス案件であることを示している。ストラクチャード・ファイナンス案件に対する格付に関する説明は、弊社ウェブサイト（[「格付の定義」](#) > 「格付の定義をダウンロード」（PDF））に掲載された「格付及びその他の形態の意見に関する定義」を参照のこと。

- 当社に対して直近1年以内に講じられた監督上の措置の内容：なし

*本件に関連するカウンターパーティに対する信用格付は、金融商品取引法上の信用格付業者としての登録を受けていない弊社グループ内の他法人により付与されています。

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください（www.fitchratings.co.jp : 「格付の定義」 > [「信用格付を理解する：利用と制約」](#)）。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.co.jp に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.com / www.fitchratings.co.jp 上の「Code of Conduct」 / [「行動規範」](#) のセクションにてご覧いただけます。